

職員の給与に関する条例及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十三号

職員の給与に関する条例及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務

条件に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条の六第二項中「一万千七百円」を「八千円」に改める。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「一万千七百円」を「八千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。